

# 案 の 概 要

## 1 改正の趣旨

本県の林地開発許可に係る審査基準である「青森県林地開発許可基準」について、本県ではこれまで、国が示した林地開発許可の基準に係る技術的助言（以下「国通知」という。）に準拠し定めてきましたが、森林法の政省令の改正に伴い、当該国通知の統合・新設があったため、その内容に準じ当該許可基準を全部改正するものです。

## 2 改正の内容

改正の主な内容は、次のとおりです。

### (1) 洪水及び土砂流出等の防止に係る基準の強化

| 内 容                          | 従 前                                     | 改 正 後  |
|------------------------------|---|--|
| ○えん堤等の容量計算で想定する開発中に発生する流出土砂量 | おおむね<br><u>200～400m<sup>3</sup>/ha年</u> | おおむね<br><u>200～600m<sup>3</sup>/ha年</u>  |
| ○排水施設の構造計算で想定する設計雨量強度        | 一律<br><u>10年確率</u>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>人家等に隣接：20年確率</u></li> <li>・ <u>水防法等の規制を受ける区域：30年確率</u></li> <li>・ <u>上記以外：10年確率</u></li> </ul> |
| ○洪水調整池の洪水調節能力の計算で想定する設計雨量強度  | 一律<br><u>30年確率</u>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>必要がある場合：50年確率</u></li> <li>・ <u>上記以外：30年確率</u></li> </ul>                                      |

### (2) 太陽光発電施設設置に係る基準の追加・変更

| 内 容                        | 従 前  | 改 正 後   |
|----------------------------|--|---|
| ○ <u>自然斜面に設置する場合の基準</u>    | 明記なし   | 平均傾斜度が30度以上のときは、 <u>防災施設を設置する</u>   |
| ○パネル設置箇所の雨水流出量の計算で想定する流出係数 | 明記なし<br>※パネル直下の地表状態で判定                           | 不浸透性の材料で覆われる区域： <u>0.9～1.0</u>  |
| ○ <u>残置森林等の割合・配置</u>       | 明記なし<br>※「工場、事業場の設置」の場合を準用<br>・森林率：<br>おおむね25%以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>森林率：おおむね25%以上</u></li> <li>・ <u>残置森林率：<br/>おおむね15%以上</u></li> </ul> |

### (3) その他語句の修正